

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

霧島市立牧園学校給食センター	霧島市牧園町宿窪田813番地11
霧島市立霧島学校給食センター	霧島市霧島田口316番地1

」を

「

霧島市立北部学校給食センター	霧島市霧島田口316番地1
----------------	---------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市立牧園学校給食センターを廃止し、その機能を霧島市立霧島学校給食センターに統合することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。